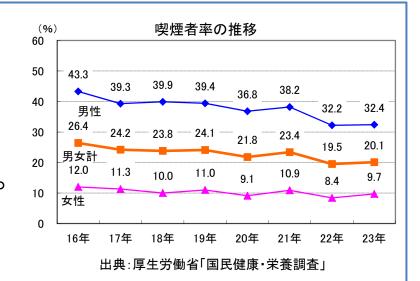
資料1-2

たばこ小売販売業について

平成25年10月 財務省

〇たばこの特性について

- たばこは、軽量で、保存のきく、嗜好品である。
 - ーたばこはまとめ買いが可能。
 - 一生活必需品である食料品とは性格が異なる。



- 喫煙による健康への影響に配慮が必要。
 - ー未成年者喫煙防止の観点から、購入時の年齢確認が必要
 - 一政府のがん対策推進基本計画において、「喫煙をやめたい人がやめる」ことにより、成人喫煙率を12%(平成34年度)まで低下させる目標を設定(平成23年度の成人喫煙率は20.1%)
 - ーWHOのたばこの規制に関する枠組条約において、違法なたばこ取引を防止するため、流通の管理、規制(許可制度)の実施を規定



たばこ小売販売にあたり、違法な販売を防止し、過度な販売競争を回避することが必要。

〇たばこ小売販売業の許可制度の趣旨

- たばこ事業法に基づき、営業所ごとに財務大臣の許可が必要。
- 許可に際しては、既存のたばこ小売店との間に一定の距離があることが 必要。(25~300メートルの範囲内で地域に応じて設定。)
- この趣旨は、たばこ小売店の大幅な増加・乱立により、過度な販売競争が生じることを避けるためのもの。

〇たばこ小売の出張販売の仕組み

既に小売許可を得ているたばこ小売店が、別の場所(オフィスビル、ホテルなど、人が集まり、そこでたばこが消費される場所)に出張して販売する場合には、その場所ごとに財務大臣の許可が必要。



違法な販売を防止し、過度な販売競争を回避するため、販売場所を特定 し、適法な許可の下での販売を管理している。

○要望書の移動販売による出張販売の問題点

- 「買い物困難地域」を特定することが困難であり、地域が無限定となる。
- 予めたばこの販売場所を決めて許可しても、移動が可能なため、他の場所で販売が行われた場合に、それをチェックし、是正することは困難。

酒類販売業免許について

平成25年10月 国税庁

酒類販売業免許について

酒税法により、酒類の販売業を行う場合、その販売場ごとに所轄税務署長の免許を受けなければならない。

(免許制の趣旨)

酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用している。

(酒類の販売業免許)

- 第九条 <u>酒類の販売業</u>又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)<u>をしようと</u> <u>する者は、政令で定める手続により、販売場</u>(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)<u>ご</u> <u>とにその販売場の所在地</u>(販売場を設けない場合には、住所地)<u>の所轄税務署長の免許</u>(以下「販売業免許」という。)<u>を受けなければならない</u>。(後略)
- 2 前項の販売業免許を与える場合において、その販売業免許を受けようとする者が<u>博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする者</u>であると認められるときは、税務署長は、<u>当該販売場に係る同項の販売業免許につき期限を付す</u>ることができる。

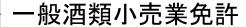
(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は<u>酒類の販売業免許を与える場合において、</u>酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

酒類小売業免許の区分

酒類小売業免許

(消費者・料飲店等 に対して販売できる 免許)



販売場において原則としてすべての品目の酒類を小売することができる免許

通信販売酬別売業免許

2都道府県以上の広範な地域の消費者を対象に、カタログやインターネット等による購買の誘引と、通信手段による売買契約の申込み等により酒類を小売することができる免許

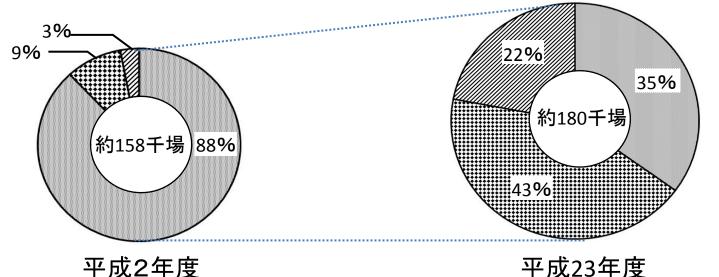
特殊酒類小売業免許

酒類の消費者等の特別の必要に応ずるために酒類 を小売することができる免許

期限付酒類小売業免許

即売会場等で臨時的に販売場を設け、酒類の小売販売ができる免許

酒類小売業免許場数の推移と業種の割合



- いわゆる一般酒販店
- 囲 スーパー、コンビニ
- 図 その他
- (注)免許場数は国税庁統計年報書、 業種割合は酒類小売業者の経営 実態調査(国税庁調べ)によった。

7

期限付酒類小売業免許に関する現行の取扱い

酒類販売業者が、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所で、臨時に販売場を設けて酒類の販売業をしようとする場合、次の要件を満たしている時は、期限を付して酒類販売業免許を付与する。

- 酒類の小売目的は、特売又は在庫処分等でない
- 契約等により販売場の設置場所が特定されている
- 開催期間又は期限があらかじめ定められている

<その他これらに類する場所とは>

野球場等の競技場、遊園地、キャンプ場、スキー場、海水浴場等季節的又は臨時に人の集まる場所、ダム工事現場等又は季節的な遊覧旅行を目的とする臨時列車内若しくは遊覧船内等をいう。